

医療法人だより(第7号)

長崎市尾上町3番1号 長崎県医療政策課(095-895-2464)

桃の節句も過ぎ、ようやくすごしやすい季節となりました。

「医療法人だより(第7号)」をお届けいたしますので、ご一読ください。

1. 医療法人の手続きについて
2. 介護医療院の開設に伴う手続きについて

3. 医療法人の会計基準について
4. 監査について
5. 第7次医療法改正に伴う定款変更認可申請について
6. 附帯業務にかかる定款変更について

医療法人の手続きについて

医療法人が行う手続きについて、一覧表がないかとのお問い合わせがありましたので、以下のとおりお示します。

記載方法や必要書類等については、医療政策課ホームページの医療法人の手続き等のページに掲載しておりますので、そちらをご参照ください。

申請・届出	提出時期
定款変更認可申請	定款を変更するとき。 新たに病院や診療所を開設するとき又は附帯業務を追加するときは、事業開始前の申請が必要。
決算届	毎会計年度終了後3箇月以内に長崎県知事へ届出。
理事長変更届	変更後、遅滞なく届出。 (就任、辞任、交代、婚姻等による改姓)
役員変更届	役員が改選されたとき、退職や死亡などにより役員を辞任されたときに遅滞なく届出。
登記事項変更登記完了届	登記事項の変更があった場合、遅滞なく届出。 ・資産総額の変更 ・理事長の変更 ・定款(寄附行為)変更認可を受けたとき(法人名称の変更、附帯業務の追加、新たな病院、診療所の開設など)
解散認可申請	総会の決議等により医療法人を解散しようとする場合に申請。

については、年2回開催される医療審議会法人部

会へ諮問する必要がある、提出期限を設けております。毎年度6月末、11月末までに医療政策課へ提出してください。

個別の内容により添付書類が異なりますので、事前に医療政策課医事・医療相談班へご確認ください。

介護医療院について

医療法の一部改正により、介護医療院が医療提供施設として位置づけられたことから、医療法人の設立の目的に当該施設が追加されました。

介護医療院を開設する場合は、事業開始前に定款変更認可申請を行ってください。

介護医療院を開設する場合の必要書類は次のとおりです

定款変更認可申請書

社員総会議事録(法人の種別によっては、評議員会及び理事会の議事録)

新旧対照表

新旧対照表の記載例は下記をご参照ください。

新	旧
第4条 本社の開設する病院及び介護医療院の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 病院 長崎県長崎市尾上町3番1号 (2) 病院介護医療院 長崎県長崎市尾上町3番1号	第4条 本社の開設する病院の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 病院 長崎県長崎市尾上町3番1号

現行定款

- 2年間の事業計画書
- 2年間の予算書
- 2年間の職員給与費内訳
- 開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院の概要
- 設置箇所の図面(平面図)
- 設置建物の登記簿謄本
- 不動産賃貸借契約書(設置建物を賃貸借している場合)
- 管理者就任承諾書
- 管理者となる医師の免許証写し(原本証明要)
- 管理者となる医師の履歴書

病院又は診療所から介護医療院へ転換する場合の名称については、厚生労働省の通知をご確認ください。

医療法人の会計基準について

医療法第51条第2項の規定に基づき医療法人会計基準(平成28年4月20日厚生労働省令第95号)が公布され、同日付けで「医療法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」が定められました。

医療法第51条第2項に該当する医療法人は、「最終会計年度」にかかる貸借対照表、損益計算書に計上した額が下表に該当する場となります。

平成29年4月2日以降に開始する会計年度について適用されます。

	医療法人 (社会医療法人 除く)	社会医療法人
貸借対照表	負債の部に計上した額の合計額が50億円以上	負債の部に計上した額の合計額が20億円以上
損益計算書	収益の部に計上した額の合計が70億円以上	収益の部に計上した額の合計が10億円以上
その他		社会医療法人債を発行していること

上記の表に記載した、基準となっている金額については、長崎県知事に届け出た貸借対照表又は損益

計算書によって判断してください。

監査について

前述の基準に該当する場合は、従来の監事による監査に加えて、公認会計士等による監査を受けた上で、長崎県知事に対し事業報告書等を毎会計年度終了後3ヶ月以内に届け出なければなりません。

なお、基準に該当する場合は法定による義務であること及び会計年度によっては基準に該当しないことも想定されることから、公認会計士等による監査に係る事項の定款変更は要しない取り扱いといたします。

法人内部で外部監査に係る事項を定款へ記載すると決定した場合は以下の記載例をご参照ください。

医療法人〇〇会 定款新旧対照表

新	旧
第12条 本社の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「事業報告書等」という。)を作成し、監事及び医療法第51条第2項に該当する場合は公認会計士の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。	第12条 本社の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類(以下「事業報告書等」という。)を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。
2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書、医療法第51条第2項に該当する場合は公認会計士の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。	2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書及び医療法第51条第2項に該当する場合は公認会計士の監査報告書を長崎県知事に届け出なければならない。	3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を長崎県知事に届け出なければならない。

関係事業者に関する事項について

全医療法人が対象となり、医療法第51条に規定されている厚生労働省令で定める特殊の関係に該当する場合、その取引の状況に関して、「関係事業者との取引の状況に関する報告書」を関係事業者ごとに作成しなければなりません。

厚生労働省令で定める特殊の関係の定義については、医療法人だより(第3号)に掲載しておりますのでご参照ください。

なお、本県において、関係事業者との取引がない場合は当該報告書の提出は求めませんが、決算届の余白部分にその旨の記載をしてください。

第7次医療法改正に伴う定款変更認可申請について

現時点で、定款変更認可申請の手続きをされていない医療法人については、今後も随時、受け付けいたしますので、医療政策課医事・医療相談班へお尋ねください。

申請に必要な書類、モデル定款等については当課ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

附帯業務にかかる定款変更について

医療法第42条各号に該当する附帯業務を実施している医療法人については、実施している附帯業務と定款の記載内容の確認を行っていただきますようお願いいたします。

確認の結果、事業を実施しているのに定款に記載されていない、又は、すでに事業は廃止しているが定款に記載されたままになっているなど、実施事業と定款の記載が相違していることが判明した場合は、定款変更認可申請の手続きについてご説明いたしますので、医療政策課医事・医療相談班へご連絡ください。

～おしらせ～

平成27年度より発行してまいりました「医療法人だより」は、今回をもって定期的な発行を休止いたします。

今後は、医療法改正や厚生労働省からの通知などがありましたら、随時、発行する予定としております。